

公益財団法人朝鮮奨学会 2018年度大学・大学院奨学生

公益財団法人朝鮮奨学会 2018年度大学・大学院奨学生（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「公益財団法人朝鮮奨学会 2018年度大学・大学院生募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 2018年度において休学，原級，在籍原級，留籍をしていないこと，また，応募する奨学金の受給年度において休学，原級，在籍原級，留籍の見込みがないこと。</p> <p>(4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また，応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のG P Aが，学部生で2.7以上，大学院生で3.5以上であること（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）。</p>
学内締切（厳守）	<h3 style="color: red;">2018年4月2日（月）</h3> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく，上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室（駿河台，生田，和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」「6.応募書類」に記載の応募書類のうち，「①願書」，「②研究計画書（大学院生のみ）」を提出してください。（その他の提出書類は，学内選考合格者のみ提出していただきますので，事前に準備をすすめてください。）</p>
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず，「募集要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には，国際教育事務室，中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし，直接，当該財団に問い合わせないでください。</p> <p>(4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。</p> <p>(5) 学内応募については，他の奨学金との併願を認めますが，同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は，「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき，日本学生支援機構奨学金，学内奨学金，その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また，個人情報提供先については，法令に遵守した形で行い，これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）</p>

2018年度 大学奨学生募集要項

学部生用

公益財団法人 朝鮮奨学会

本部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビル9階
電話 03-3343-5757 fax 03-3344-3947
関西支部 〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育5-22-10
電話 06-4255-3618 fax 06-4255-3617
ホームページ <http://www.korean-s.f.or.jp>

公益財団法人 朝鮮奨学会
2018年度 大学奨学生募集要項 学部生用

1. 応募資格

次の事項に該当する者

- ①日本の大学の学部（学士課程、短期大学も含む。通信課程は除く）に在籍している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証の国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。本国からの留学生を含む。
- ②成績が優良で学費の支弁が困難な者。
- ③2018年4月1日現在、満30歳未満の者（継続応募者は除く）。
- ④他の奨学金を受給していない者。ただし、貸与奨学金、本会奨学金と同額未満の給与奨学金、学内奨学金は受給していても応募できる。

成績について(願書2枚目計算表を参照すること)。

- ・学部1年生の学業成績は、高校3年次の成績評価値が5段階で原則として3.2以上であること。
 - ・学部2年生以上の学業成績は、修得総科目の成績評価値が3段階で原則として2.7以上であること。
- ※GPA評価ではありません。

2017年度本会の大学(学部)奨学生であった場合

- ・進級して学部在学している者は継続生として応募できる。
- ・短期大学卒業後、4年制大学の3年生以上に編入した者は新規生として応募できる。
- ・2017年度に採用されたのち途中辞退した場合は新規生として応募できる。
- ・留年した者、学部を卒業して学士編入した者は応募できない。

2017年度本会の大学(学部)奨学生でなかった場合

- ・新規生として応募できる。
- ・過去に本会の奨学生であっても2017年度本会奨学生でなかった場合は、新規生として応募できる。
- ・高等専門学校（高専）の専攻科に進学した者は、新規生として応募できる。

※研究生、別科生、専攻生、聴講生は応募できない。

※休学している者は応募できない。

※本国からの留学生で、交換留学生として在学している者は応募できない。

※応募後に本会奨学金と同額以上の他の給与奨学金の受給が決定した場合は必ず連絡すること。

※韓国人留学生の新規応募については、「5. 応募方法」の「②留学生」を参照すること。

2. 奨学金金額と募集人数

奨学金金額 月額 25,000円

募集人数 未定（前年度採用実績765名）

〈本会の奨学金は給付制であり、返還の義務はない。〉

3. 給付期間

奨学金の給付期間は1年間（4月～翌年3月まで）である。

※6年制（医・歯・薬・獣医系）の学部生の最長受給年限は4年間である。

4. 募集期間

継続応募者 2018年4月1日（日）～4月25日（水）（4/25消印有効）

新規応募者 2018年4月1日（日）～5月1日（火）（5/1消印有効）

※継続・新規応募者で締切日が異なるので注意すること。

※締切日または前日の場合は速達にすること。

5. 応募方法

①特別永住者等（永住者、定住者、家族滞在などを含む）

個人で応募できる。

②留学生

継続応募者は個人で応募できる。

新規応募者は個人で直接応募できない。各大学の奨学金担当の部署を通じてのみ応募できる。

大学ごとに募集方法や書類の提出締切日が異なるので、大学の担当部署に問い合わせること。

※書留・特定記録などの差し出し記録が残る方法で送付すること（本会事務所の窓口では直接受け取れない）。

※大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山の大学に在学している者は関西支部に、それ以外の地域は本部に郵送すること。

※日本国外から送る場合は、EMS（国際スピード郵便）など伝票が手元に残る方法で郵送すること。

6. 応募書類

①願書 **学部生用**：（本会所定様式4ページ）

願書様式1枚目に写真貼付（6カ月以内に撮影した上半身、正面、無帽、タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）。

②在学証明書：2018年4月1日以降発行のもの。コピー不可。

③学業成績証明書：コピー不可。「成績通知書」不可。

※学部1年生は高校3年次の全ての成績が記載されているもの（調査書可）。

※日本語学校及び専門学校の成績証明書不可。

④推薦書：（本会所定様式）親展にすること。※継続応募者は不要。

⑤国籍・在留資格を証明する書類

本会所定様式（貼付台紙）に「特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の表裏のコピー（有効期限内のものに限る）」を貼り付けること。または応募者本人の国籍及び在留資格が表示されている住民票の写し（コピー不可・3カ月以内に発行されたもの）でも可。

⑥収入・所得を証明する書類

本会所定様式（貼付台紙）に主たる家計支持者の「収入・所得を証明する書類」を貼り付けること。

・給与所得者：2017年の源泉徴収票（コピー可）。

・給与所得以外：税務署等による2017年分の所得を証明するもの（コピー可）。

・韓国での所得証明書：2017年分の所得を証明するもの（コピー可）。

※コピーは鮮明にすること。PDF出力可。画像不可。

※学費等の納入者（負担）が応募者本人である場合は、主たる家計支持者とは別に応募者本人の収入・所得を証明する書類も提出すること。

⑦返信用封筒：長形3号封筒・92円切手貼付。

⑧応募書類チェックシート（本会所定様式）

◇応募書類の作成においては、「記入の手引き」を必ず参照すること。

7. 願書請求方法

願書等の様式は本会ホームページからダウンロードできる。また、本部・関西支部で配布する。

8. 選考と結果

書類審査と必要により面接審査を行う。面接を行う場合は別途通知する。

選考結果は、継続応募者は6月中旬、新規応募者は7月中旬までに応募者本人および各大学宛に書面で通知する。選考結果（「採用」及び「不採用」）についての問い合わせには応じない。また、提出した応募書類は返却しない。

9. その他

・採用された学生は本会の諸行事に必ず出席しなければならない（遠方地の者については考慮する）。

・願書受付（到着）に関する問い合わせには応じられないので、書留・特定記録などの番号から追跡確認すること。

〈個人情報取り扱いに関して〉応募書類によって得た個人情報は、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しない。ただし奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学団体に姓名・生年月日等を開示することがある。

公益財団法人朝鮮奨学会について

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉学している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、110余年の歴史があります。

1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）と大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。

大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約3万2千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約4万8千名になり、その奨学事業費の総額は約149億円に達します。

奨学生を対象に講演会や国語講座、ウリマル発表会を行い、会報誌「セフルム」を通して民族の心と文化を育み、交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、学術研究の奨励を行っています。

公益財団法人朝鮮奨学会定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付
- (2) 学生支援及び学術研究奨励
- (3) 会館の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく「奨学金給与規程」を現在策定中です。

第1章 総則

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院を含む）に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

2018年度 大学院奨学生募集要項

大学院生用

公益財団法人 朝鮮奨学会

本部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-8-1 新宿ビル9階
電話 03-3343-5757 fax 03-3344-3947
関西支部 〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育 5-22-10
電話 06-4255-3618 fax 06-4255-3617
ホームページ <http://www.korean-s-for.jp>

公益財団法人 朝鮮奨学会

2018年度 大学院奨学生募集要項 大学院生用

1. 応募資格

次の事項に該当する者

- ①日本の大学院（博士課程・修士課程・専門職課程。通信課程は除く）に在籍している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証の国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。本国からの留学生を含む。
- ②成績が優良で学費の支弁が困難な者。
- ③2018年4月1日現在、満40歳未満の者（継続応募者は除く）。
- ④法科大学院の未修コース（3年制）に限り2学年以上の者。
- ⑤他の奨学金を受給していない者。ただし、貸与奨学金、本会奨学金と同額未満の給与奨学金、学内奨学金は受給していても応募できる。

2017年度本会の大学院奨学生であった場合

- ・進級して修士課程・博士課程・専門職課程に在学している者は継続生として応募できる。
- ・2017年度に採用されたのち途中辞退した場合は、新規生として応募できる。
- ・進学して博士1年生になった者は新規生として応募できる。

2017年度本会の大学院奨学生でなかった場合

- ・新規生として応募できる。
- ・過去に本会の奨学生であっても2017年度本会奨学生でなかった場合は、新規生として応募できる。

※大学院において各課程の最短履修年限を超えて在籍している者は応募できない。

※休学している者は応募できない。

※研究生、別科生、専攻生、聴講生は応募できない。

※本国からの留学生で、交換留学生として在学している者は応募できない。

※応募後に本会奨学金と同額以上の他の給与奨学金の受給が決定した場合は必ず連絡すること。

※韓国人留学生の新規応募については、「5. 応募方法」の「②留学生」を参照すること。

2. 奨学金金額と募集人数

修士課程・専門職課程…月額 40,000円

博士課程…月額 70,000円

※募集人数・未定（前年採用実績118名）

◇本会の奨学金は給付制であり、返還の義務はない。

3. 給付期間

奨学金の給付期間は1年間（4月～翌年3月まで）である。

※博士課程（博士後期課程）の最長受給年限は2年間である。

4. 募集期間

継続応募者 2018年4月1日（日）～4月25日（水）（4/25消印有効）

新規応募者 2018年4月1日（日）～5月1日（火）（5/1消印有効）

※継続・新規応募者で締切日が異なるので注意すること。

※締切日または前日の場合は速達にすること。

5. 応募方法

①特別永住者等（永住者、定住者、家族滞在などを含む）

個人で応募できる。

②留学生

継続応募者は個人で応募できる。

新規応募者は個人で直接応募できない。各大学の奨学金担当の部署を通じてのみ応募できる。

大学ごとに募集方法や書類の提出締切日が異なるので、大学の担当部署に問い合わせること。

（2017年度本会奨学生であって修士課程もしくは博士課程に進学した韓国留学生は、新規生になるが、個人で応募できる。）

※書留・特定記録などの差し出し記録が残る方法で送付すること（本会事務所の窓口では直接受け取れない）。

※大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山の大学に在学している者は関西支部に、それ以外の地域は本部に郵送すること。

※日本国外から送る場合は、EMS（国際スピード郵便）など伝票が手元に残る方法で郵送すること。

6. 応募書類

①願書 **大学院生用**：（本会所定様式4ページ）

願書様式1枚目に写真貼付（6カ月以内に撮影した上半身、正面、無帽、タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）。

②研究計画書：（本会所定様式2ページ）

③在学証明書：2018年4月1日以降発行のもの。コピー不可。

④学業成績証明書：コピー不可。「成績通知書」不可。

・修士課程/専門職課程1年生は学部時の全学年のもの、博士課程1年生は修士課程の全学年のもの。

⑤推薦書（本会所定様式）親展にすること。

⑥国籍・在留資格を証明する書類

本会所定様式（貼付台紙）に「特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の表裏のコピー（有効期限内のものに限る）」を貼り付けること。または応募者本人の国籍及び在留資格が表示されている住民票の写し（コピー不可・3カ月以内に発行されたもの）でも可。

⑦収入・所得を証明する書類

本会所定様式（貼付台紙）に主たる家計支持者の「収入・所得を証明する書類」を貼り付けること。

・給与所得者：2017年の源泉徴収票（コピー可）。

・給与所得以外：税務署等による2017年分の所得を証明するもの（コピー可）。

・韓国での所得証明書：2017年分の所得を証明するもの（コピー可）。

※コピーは鮮明にすること。PDF出力可。画像不可。

⑧返信用封筒：長形3号封筒・92円切手貼付。

⑨応募書類チェックシート（本会所定様式）

◇応募書類の作成においては、「記入の手引き」を必ず参照すること。

7. 願書請求方法

願書等の様式は本会ホームページからダウンロードできる。また、本部・関西支部で配布する。

8. 選考と結果

書類審査と必要により面接審査を行う。面接を行う場合は別途通知する。

選考結果は、継続応募者は6月中旬、新規応募者は7月中旬までに応募者本人および各大学宛に書面で通知する。選考結果（「採用」及び「不採用」）についての問い合わせには応じない。また、提出した応募書類は返却しない。

9. その他

・採用された学生は本会の諸行事に必ず出席しなければならない（遠方地の者については考慮する）。

・願書受付（到着）に関する問い合わせには応じられないので、書留・特定記録などの番号から追跡確認をすること。

◀個人情報取り扱いに関して▶応募書類によって得た個人情報は、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しない。ただし奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学団体に姓名・生年月日等を開示することがある。

公益財団法人朝鮮奨学会について

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉学している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、110余年の歴史があります。

1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありました。1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）と大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。

大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約3万2千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約4万8千名になり、その奨学事業費の総額は約149億円に達します。

奨学生を対象に講演会や国語講座、ウリマル発表会を行い、会報誌「セフルム」を通して民族の心と文化を育み、交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、学術研究の奨励を行っています。

公益財団法人朝鮮奨学会定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付
- (2) 学生支援及び学術研究奨励
- (3) 会館の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく「奨学金給与規程」を現在策定中です。

第1章 総則

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院を含む）に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。
